

生活困窮者自立支援制度の動向

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- ・緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和3年末から令和4年3月末へ延長。総合支援資金（再貸付）の申請受付期間を令和3年末から令和3年12月末へ延長。
- ・緊急小口資金、総合支援資金（初回、延長、再貸付）の償還開始の据置期間を令和4年3月末から令和4年12月末へ延長。

予算措置額合計:2兆1,333億円(案)

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額(案)	4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 儚還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末 日以前	令和4年12月末 日以前	令和5年12月末 日以前	令和6年12月末 日以前
据置期間の延長	令和4年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末	令和6年12月末

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに 判定し、一括免除	確認 対象	・緊急小口資金	：令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	（住民税非課税を確認する対象は、 借受人及び世帯主。）
		・総合支援資金(初回貸付分)	：令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	
		・総合支援資金(延長貸付分)	：令和5年度の住民税非課税	
		・総合支援資金(再貸付分)	：令和6年度の住民税非課税	

特例貸付における償還免除の取扱いについて

- 緊急小口資金等の特例貸付の償還については、①償還開始の据置期間の延長、②償還開始時における償還免除の判定、③償還期間中における償還困難者への免除の適用等を行い、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

据置期間

①償還開始の据置期間の延長

- 債還開始までの据置期間について、所得証明書の取得時期や償還事務の手続き等を考慮し、「令和4年3月末まで」としている期間を資金種類ごとに応じて再延長する。

	緊急小口	総合（初回）	総合（延長）	総合（再貸付）
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前	令和4年12月末日以前	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末	令和6年12月末

償還開始

②償還開始時における償還免除の判定

- 資金種類それぞれの償還開始年度毎に、申請に基づいて償還免除の判定を行い、借受人及び世帯主が住民税非課税である場合は償還免除を行う。
- ただし、以下のやむを得ない事情がある場合は、借受人のみ住民税非課税であれば足りることとする。
 - ・ DVのため避難している等により、世帯主の所得証明書が取得できない場合

	緊急小口	総合（初回）	総合（延長）	総合（再貸付）
判定年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
判定する課税年度	令和3年度又は4年度	令和3年度又は4年度	令和5年度	令和6年度

償還期間

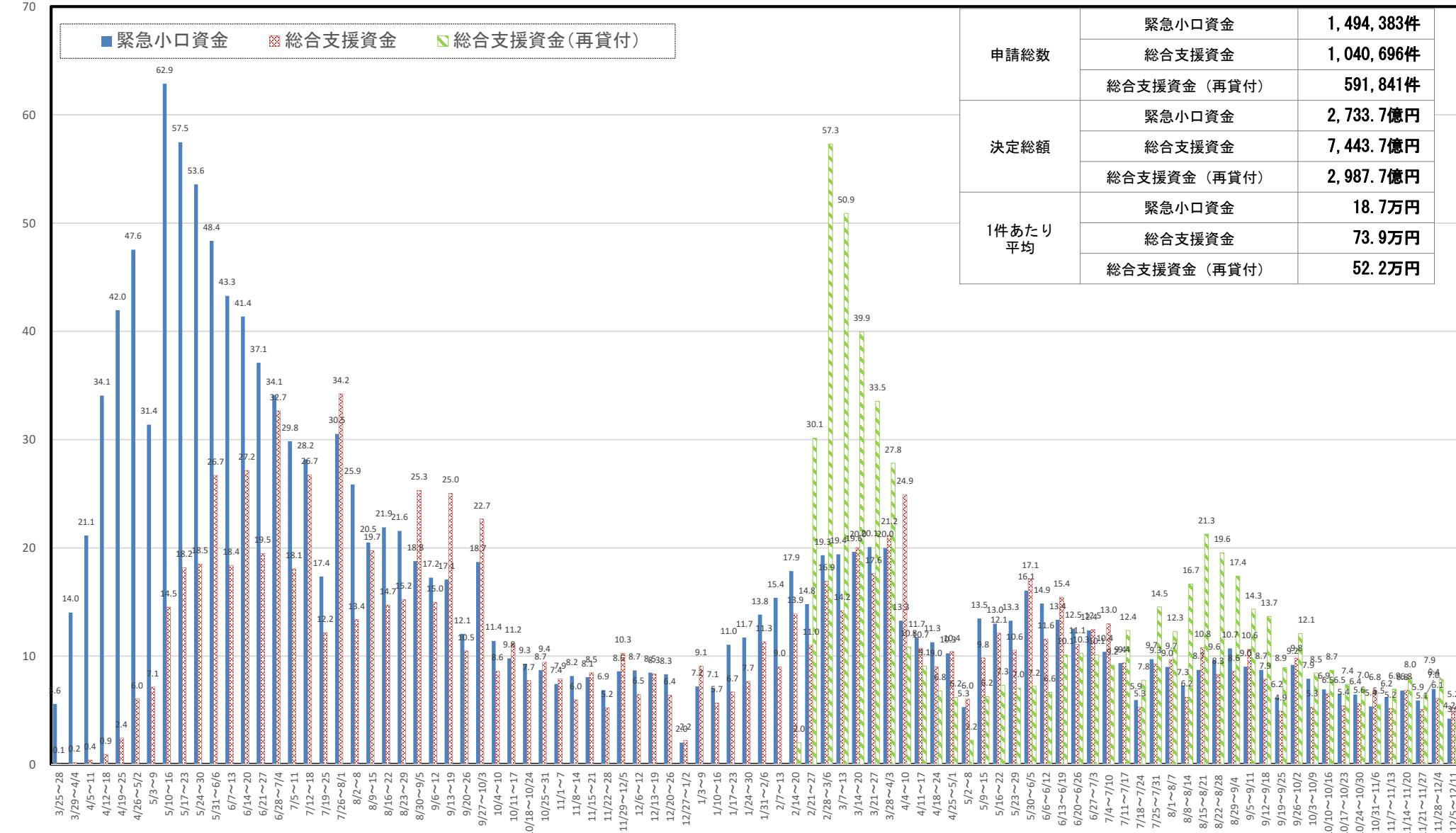
③償還期間中における償還困難者への償還免除の適用

- 債還開始時に償還免除の要件を満たさなかった場合においても、償還中に償還困難となった場合には、以下のきめ細やかな対応を行う。
 - ・ 債還開始以降に、借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は、申請に基づいて残債を一括して免除する。
 - ・ 死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定要件を満たす場合は、申請又は職権に基づいて残債の全部又は一部を免除する。

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

申請件数(千件)

令和3年12月15日現在（速報値）



「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

- 対象：緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯^(注)で、以下の要件(住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象)を満たすもの

(注)総合支援資金(再貸付)まで借り終わった世帯、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終わった世帯(再貸付を申請・利用している世帯を除く。)も含む。

- ・ 収入：①市町村民税均等割非課税額の1／12+②住宅扶助基準額以下
(例：東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)
- ・ 資産：預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下)
- ・ 求職活動等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象地域については、解除の翌月末までの間、ハローワーク等での相談や企業への応募等の回数を減ずることができる。

- 支給額(月額)：生活扶助受給額(1世帯あたり平均額)を基に設定

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

- 支給期間：3か月(申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長)

※ 生活困窮者自立支援金の支給期間(3か月)中に求職活動等を誠実に行つたにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給(3か月)を可能とする。

- ・支援金の申請月より前に再貸付が終了している者…申請月から3か月支給
- ・支援金の申請月に再貸付(3か月目)を受けている者…申請月の翌月から3か月支給

- 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(10月末時点①)

(令和3年11月30日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数				支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
北海道	3,365	2,901	1,463	708	730	505,420,000
青森県	123	113	42	38	33	9,480,000
岩手県	108	82	33	23	26	11,780,000
宮城県	928	600	282	145	173	94,120,000
秋田県	32	27	9	7	11	4,680,000
山形県	171	157	79	36	42	23,280,000
福島県	422	370	181	78	111	47,050,000
茨城県	1,092	927	480	212	235	133,520,000
栃木県	1,342	1,149	633	244	272	166,240,000
群馬県	925	724	359	173	192	106,780,000
埼玉県	5,396	3,616	1,962	733	921	498,760,000
千葉県	3,390	2,501	1,237	567	697	286,940,000
東京都	21,645	16,357	10,394	2,944	3,019	2,513,700,000
神奈川県	4,830	4,425	2,357	924	1,144	491,340,000
新潟県	213	153	76	42	35	18,300,000
富山県	303	288	161	63	64	45,940,000
石川県	615	596	351	132	113	101,440,000
福井県	234	197	107	46	44	32,960,000
山梨県	385	325	161	81	83	56,560,000
長野県	489	447	224	121	102	68,240,000
岐阜県	732	633	308	145	180	103,120,000
静岡県	416	370	158	86	126	47,180,000
愛知県	2,017	1,640	907	346	387	248,160,000
三重県	375	344	143	92	109	55,420,000

(注)支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て10月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(10月末時点②)

(令和3年11月30日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数				支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
滋賀県	1,565	1,175	608	261	306	155,760,000
京都府	4,634	4,051	2,219	914	918	695,800,000
大阪府	36,984	25,881	15,168	5,171	5,542	3,890,820,000
兵庫県	6,092	4,619	2,558	1,053	1,008	723,360,000
奈良県	683	623	310	137	176	81,040,000
和歌山県	712	673	366	164	143	77,000,000
鳥取県	294	272	144	64	64	42,060,000
島根県	60	58	25	12	21	9,120,000
岡山県	1,541	1,196	666	253	277	228,020,000
広島県	632	556	283	116	157	82,420,000
山口県	332	252	147	55	50	33,540,000
徳島県	157	138	77	26	35	23,140,000
香川県	176	145	84	26	35	17,480,000
愛媛県	1,506	1,155	652	256	247	233,020,000
高知県	966	725	422	156	147	118,820,000
福岡県	4,822	3,970	2,103	828	1,039	648,060,000
佐賀県	196	190	88	43	59	30,180,000
長崎県	441	365	168	87	110	60,500,000
熊本県	826	749	363	184	202	131,160,000
大分県	1,062	893	494	202	197	141,880,000
宮崎県	639	569	292	117	160	93,480,000
鹿児島県	702	557	313	110	134	78,700,000
沖縄県	3,466	2,800	1,370	573	857	439,240,000
計	118,036	90,554	51,027	18,794	20,733	13,705,010,000

(注)支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て10月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額 298 億円の内数
令和3年度補正予算額(案) 100 億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれがある方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】3/4

【支給対象者】①離職・廃業後2年以内の者

- ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給要件】・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
②家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【求職活動】当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能

【支給額】家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

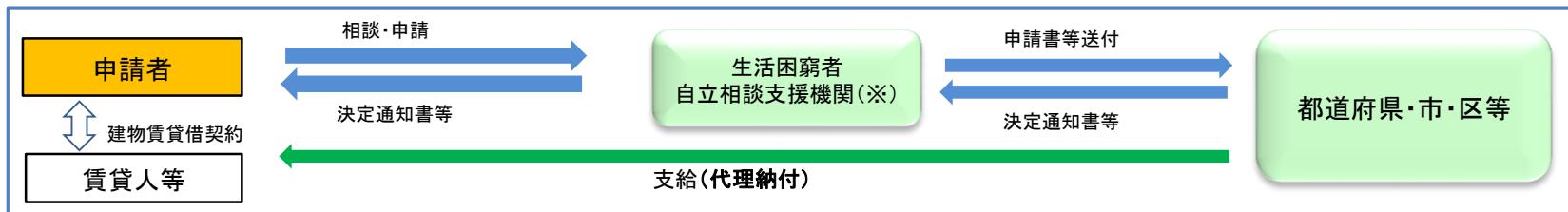
【支給期間】原則3か月(求職活動等を誠実に行っている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

令和4年3月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

【支給方法】賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

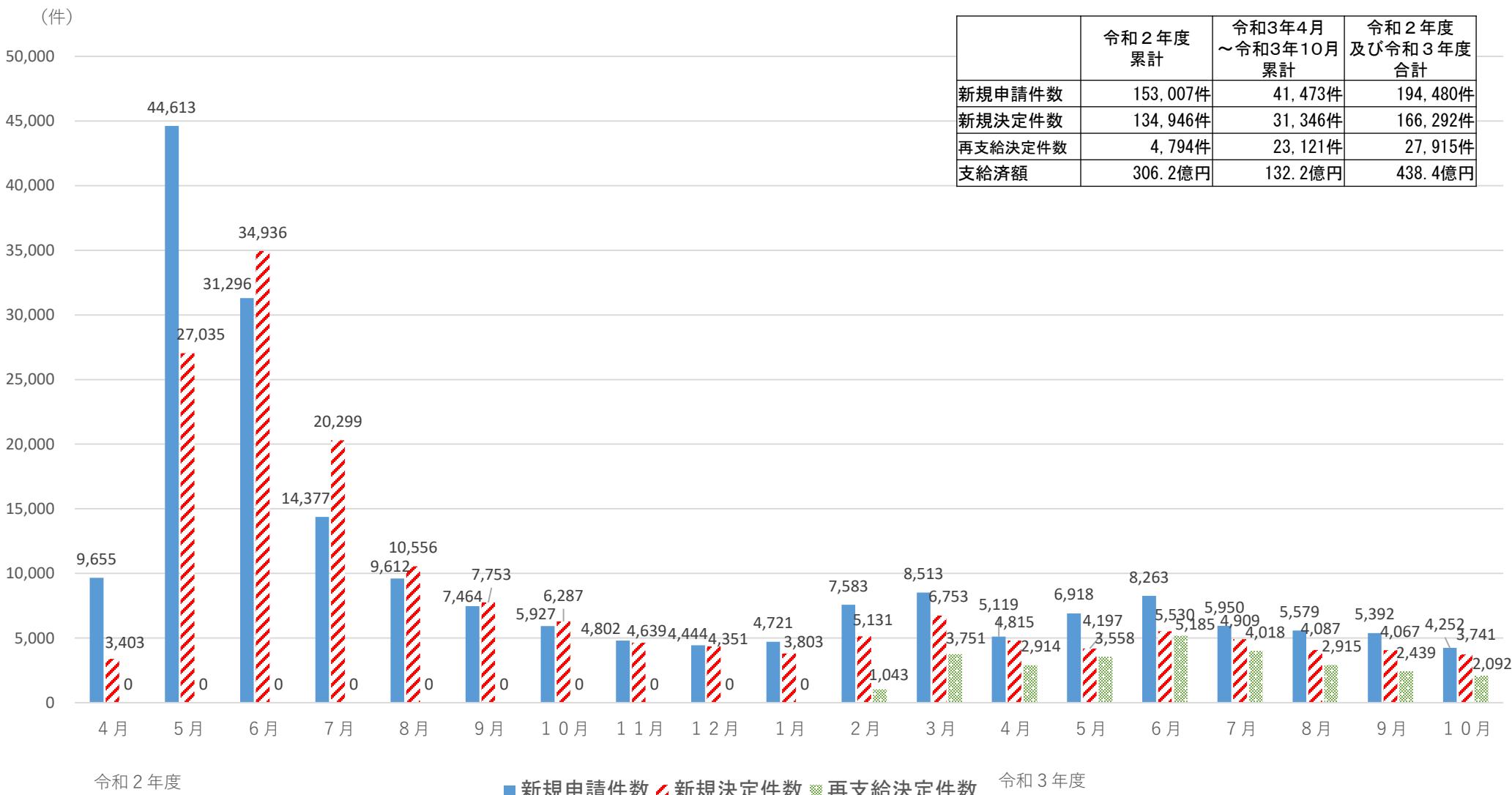
令和4年3月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

【事業スキーム】

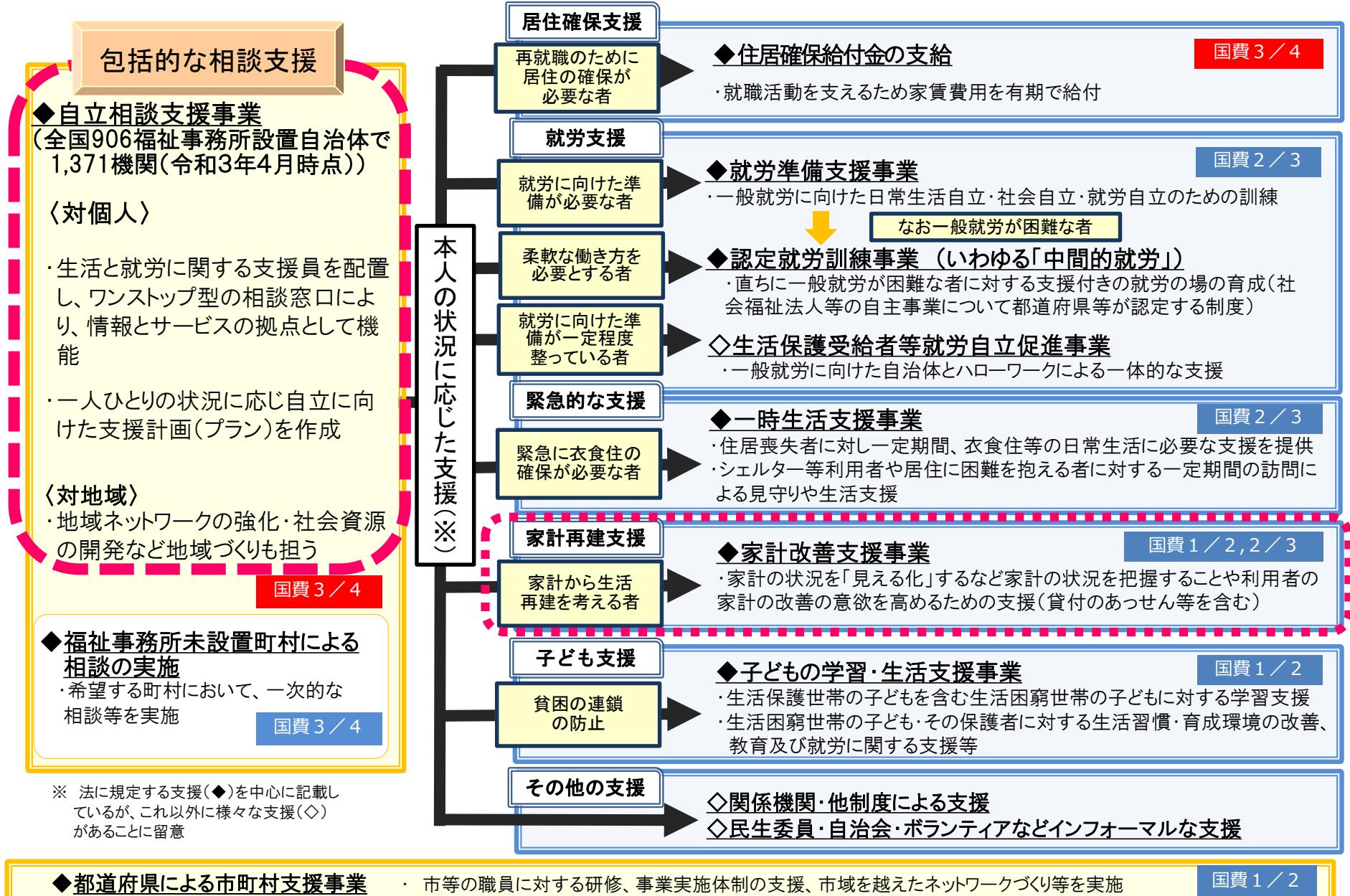


※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国906福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移



生活困窮者自立支援制度の概要



生活困窮者自立支援の機能強化

【要旨】

令和3年度補正予算(案): 2, 038, 500千円

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

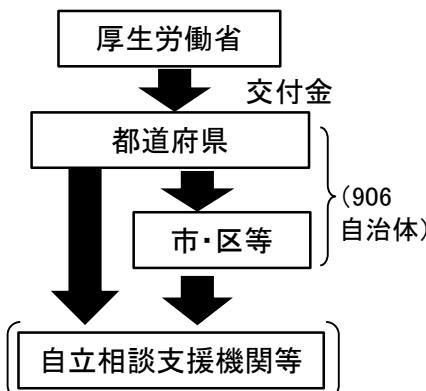
都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
※ 独自の支援に取組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。
- ② 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ③ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑦ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑧ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ



補助率

国 3／4